

介護保険制度導入にかかる緊急要望について

介護保険制度については、これまで市区町村、都道府県が一丸となり、平成12年4月実施に向けて全力で取り組んできたところであります。

しかしながら、制度導入準備も最終段階に至っている現在、介護保険料の徴収を猶予するという議論が行われております。このことは負担と給付の関係を曖昧にするものであり、市区町村、都道府県がこれまで行ってきた本制度についての住民の理解を得るための努力を大きく損なうこととなり極めて遺憾であります。

また、介護保険料徴収猶予後の対応も不明確なまま制度の導入がなされることは、市区町村はもとより、都道府県の介護保険制度の円滑な実施に大きな障害となる事態になりかねません。

このようなことから、来年4月からの介護保険制度の実施に当たっては、制度の根幹を変更し地方公共団体に混乱の生じることのないよう、慎重かつ万全な対応を行われることを強く要望いたします。

平成11年11月4日

全 国 知 事 会